

令和4年度答申第78号
令和5年3月14日

諮問番号 令和4年度諮問第84号（令和5年2月14日諮問）
審査庁 防衛大臣
事件名 退職手当支払差止処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、結論において妥当である。ただし、審査庁が、処分庁の主張と異なる条項に基づき本件支払差止処分がされたものと判断しながら、審査請求人に改めて主張の機会を与えることなく諮問に至ったのは妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、陸上幕僚長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）13条2項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「本件支払差止処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）45条1項は、自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職すると規定する。
- (2) 退職手当法2条1項は、退職手当は、常時勤務に服することを要する国

家公務員（再任用職員等を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する旨規定し、同法2条の3第2項は、退職手当は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない旨規定する。

- (3) 退職手当法13条1項は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。以下同じ。）は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものと規定し、同項1号は、職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたときを掲げる。

そして、退職手当法13条10項で支払差止処分について準用する同法12条2項は、退職手当管理機関は、当該処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和59年10月23日に自衛隊に入隊し、令和3年10月6日、刑法（明治40年法律第45号）155条1項に規定する有印公文書偽造罪で起訴（以下「本件起訴」という。）された後、その判決の確定前の同月a日に定年退職した。

（退職手当支払差止処分書、審査庁主張書面、起訴状、人事発令通知）

- (2) 処分庁は、審査請求人の退職に係る退職手当管理機関として、令和3年10月27日付けで、退職手当法13条2項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（本件支払差止処分）をした。

その退職手当支払差止処分書（以下「本件処分書」という。）は、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成21年総務省令第27号）（以下「様式省令」という。）別記様式第4（退職手当法13条2項1号による処分の様式）により作成され、その「公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由」欄には、「1 自衛隊法（昭和29年法律第165号）

第46条第1項第1号及び同項第2号に該当するため（海外渡航申請義務に関する違反、行政文書の不適切な取扱い及び職務上の注意義務違反）。」及び「2 刑法第155条第1項で起訴（令和3年10月6日）されたため（有印公文書偽造罪）。」と記載されていた。

なお、本件処分書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条に基づく教示として、「この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対してすることができる。」と記載されていた。

（退職手当支払差止処分書）

（3）審査請求人は、令和4年1月27日、審査庁に対し、本件支払差止処分の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

（4）審査庁は、令和5年2月14日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

- （1）本件支払差止処分は、違法不当であるから取り消されるべきであり、その違法事由は、弁明書で本件支払差止処分の原因となる事実その他処分の理由が明らかにされてから主張するとしたところ、処分庁は、弁明書で、退職手当法13条1項2号及び同条2項2号を引用し、本件支払差止処分は相当であるとする。しかし、同条1項2号では、「基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき」とされているところ、弁明書で指摘する10件の駐屯地入門証発行のうち、本件起訴は1件についてであり、その余の起訴されていない9件は、同号に拠ることはできず、同条2項2号の適用があるか否かが問題となる。
- （2）退職手当法13条2項2号における「在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（中略）をしたことを疑うに足りる相当な理由」とは、処分を受けるべき行為が懲戒免職に準じるだけの重大なものであることは勿論、それを疑うに足りる相当な理由もまた合理性の担保されたものであるべきであるが、審査請求人が、平成27年2月以降、海外渡航承認申請を行うことなく、A国等に22回の無断海外渡航をしたことは、懲戒免職に準じるだけの重大な非行とは解せない。また、起訴されていない9件の駐屯地入門証発行に、上記の相当な理由があると判断したことにつき客観的な検

証を要するというべきである。

- (3) 審査請求人は、令和3年10月6日付けで起訴されていることから、退職手当法13条1項2号に形式的に該当することは否めないが、捜査機関による恣意的な捜査に基づきなされたのが本件起訴であるから、同号に該当することを理由として退職手当の支払を差し止めることは、著しく正義に反するものであり、許されるべきではない。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同じとしているところ、その概要は以下のとおりである。

審査請求人は、在職中の令和3年10月6日に本件起訴をされ、その判決が確定しないまま、同月a日に定年退職した。

このため、処分庁は、退職手当法13条1項1号の「職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき」に該当すると判断の下、同項の「一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする」との規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払差止処分を行ったものである。

国家公務員の退職手当の支払の差止めは、審査請求人が行った非違行為等を踏まえ、退職手当法に基づき判断されるものであり、処分庁の判断に違法又は不当である点は見受けられず、その判断も妥当である。この他に本件支払差止処分の違法又は不当な点は認められない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年2月14日、審査庁から諮問を受け、同月24日及び同年3月9日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和5年2月24日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和4年1月27日）から本件諮問（令和5年2月14日）までに1年以上の期間を要しているところ、特に、①本件審査請求の受付から審理員の指名（令和4年4月21日）までに約3か月を要し、②反論書の提出（同年6月21日付け）から審理員意見書の提出（令和5年1月17日付け）までに約7か月を要している。これらの手続にこのような期間を要したことについて審査庁は、①は、通

常国会に提出していた改正法案2件に係る国会対応中であったこと、また、令和4年2月初旬から中旬にかけては新型コロナウイルスの感染や、同月下旬から3月上旬まではB大規模接種会場でのワクチン接種に係る勤務があり、審理員の指名が遅延したこと、さらに、本件よりも先に指名手続等を行わなければならない案件があり、そちらを行った後に本件に係る指名手続を行ったためと、②は、同時期に他の案件の審理手続を行っており、その審理員意見書も作成していたためとしている。しかし、①は、他業務で多忙であったとしても審理員の指名自体に3か月もの期間を要するとは考えられず、②は、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない（もっとも、この期間になすべきことをなせずに審理手続の終結に至ったことは下記2（3）で指摘している。）。簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえ、審査庁は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続の迅速化を図る必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件支払差止処分の適法性及び妥当性について

(1) 退職手当法13条1項は、職員又は退職した者が刑事事件で起訴（禁錮以上の刑が定められているものに限る。）された場合、退職手当管理機関は退職手当の支払差止処分を行うものとする旨規定し、同項1号は、職員が起訴され、その判決の確定前に退職をしたときと、同項2号は、退職をした者が基礎在職期間中の行為について起訴されたときとする。また、同条2項は、同項各号のいずれかに該当するときは、退職手当管理機関は、退職をした者に対し、退職手当の支払差止処分を行うことができる旨規定し、同項1号は、退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件で逮捕されたとき等であって、退職手当を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるときと、同項2号は、退職した者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったときとする。同項の処分は、同条1項の処分（起訴という客観的事実を要件とする）とは異なり、退職手当管理機関に裁量の余地があると解されている。

(2) これを本件についてみると、審査庁は、審査請求人は在職中に起訴されその確定前に定年退職をしたとするところ、当審査会の求めにより審査庁

から提出された主張書面、起訴状及び人事発令通知によれば、確かに、審査請求人は、在職中に本件起訴をされた後、その判決の確定前に定年退職をし（上記第1の2（1））、現在も判決は確定していないことが確認できる。また、本件処分書の理由欄には、処分の理由の一つとして本件起訴の事実が記載されている。審査請求人も、本件起訴につき主張するが、起訴されたこと自体は認めている（反論書）。そうすると、本件支払差止処分は、退職手当法13条2項1号を根拠としている（上記第1の2（2））ものの、客観的には、同号による処分と同じく、審査請求人の退職手当の支払を差し止める処分の根拠である同条1項1号（在職中の起訴）の要件に該当することは明らかである。本件起訴の事実は既に本件処分書の理由欄に記載されていることであるから、これに同号を適用すれば、審査請求人の退職手当の支払を差し止める処分をすることとなるので、同じく退職手当の支払を差し止める本件支払差止処分は結果として適法なものといえる。

審査庁も同号に基づき本件支払差止処分が行われたとして本件諮問に至ったところ、審査請求人に対し、処分時とは異なる根拠である同号に基づき処分が行われたと判断したことを明示して、反論の機会を与えた経緯は見当たらないため、当審査会が審査請求人に対し、このことについて主張を求めたところ、特段の主張はなかった。

- (3) そして、上記のとおり、審査庁（審理員）は、退職手当法13条1項1号によると判断して本件支払差止処分は妥当とするが（上記第2）、本件支払差止処分時の根拠条項（同条2項1号）ではなく、処分庁が弁明書で差し替えた同条1項2号でも同条2項2号でもない条項を根拠にしているにもかかわらず、審査請求人に改めて反論する機会を与えていない。審査請求人は、反論書で本件起訴に触れ起訴自体に反論しており、同条1項1号該当性を意識しているとみられないではないが、そもそも反論書の主張自体は、同項2号の適用を主張する弁明書に対するものであって、同項1号の適用につき明示的に反論を求められたことに対するものではないし、審査庁（審理員）もその判断に当たって反論書の主張を検討したとも言及してはいない。そうすると、審査庁（審理員）は、処分の根拠条項を自ら変更して審査請求を判断するに当たって、不意打ちとならないよう審査請求人に改めて反論の機会を与えるべきであったと言わざるを得ない。そして、それをすることなく、審査庁が本件諮問に至ったのは妥当とはいえない

い。

(4) なお、当審査会から審査庁（審理員）に対し、本件支払差止処分の根拠を退職手当法13条1項1号と判断したにもかかわらず、処分庁が、それとは異なる同条2項を根拠として行った本件支払差止処分を妥当であるとした理由について照会したところ、大要、検討過程は不十分ながら違法行為の転換をしているかのようにも、同条1項1号と処分庁の主張する同条2項の双方に基づく処分であったと判断したかのようにも、解される回答であった。このうち、後者は、在職中に起訴されその判決の確定前に定年退職をしたという事実がある以上、採ることはできないものである。審査庁（審理員）は、処分庁が本件処分書の理由欄で示した事実と支払差止処分に関する各条項の各号とを正確に照らし合わせて、処分庁の主張の適否を検討し、本来適用すべき条項を見いだしたのであれば、それについて審査請求人の反論を求めるとともに、処分庁の主張に対する判断を含めその検討過程を諮問説明書（審理員意見書）で説明する必要がある。今後、審査庁（審理員）は改善をするべきである。

(5) 次に、処分庁は、退職手当法13条2項1号による処分に係る様式である本件処分書を用いて本件支払差止処分をしている（上記第1の2（2））が、そこには、処分の根拠として、退職手当法13条2項の規定によりとしか記載されておらず、同項1号によるのか2号によるのか処分の名宛人は理解することができない。本件処分書の裏面の理由欄の表題（「公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由」）と同項1号（下記④参照）及び2号の文言とを比較参照して、同項1号による処分であると判別することができる状況である。このことについては、下記3（1）で付言している。

そして、退職手当法13条2項1号は、①退職した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、②その者が逮捕されたとき又は③退職管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、④その者に退職手当を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるときと定め、④は、国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日付け総人第261号）の第13条関係2号によれば、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるものであるときをいうとされてい

る。

しかし、本件処分書の理由欄には、自衛隊法「第46条第1項第1号及び同項第2号に該当するため（海外渡航申請義務に関する違反、行政文書の不適切な取扱い及び職務上の注意義務違反）。」及び「刑法第155条第1項で起訴（令和3年10月6日）されたため（有印公文書偽造罪）。」としか記載されておらず（上記第1の2（2））、前者は、どのような事実が上記要件をどのように満たすのかが全く示されていないし、後者は審査請求人の在職中の起訴のことであって、上記要件の②にも③にも該当しないのは明らかであるから、これらは処分理由として極めて不十分な記載であると言わざるを得ない。現に、審査請求人も、処分の違法事由に係る主張は弁明書で処分の理由が明らかにされてから行う旨審査請求書で主張している。今後、処分庁は改善をするべきである。

- (6) 加えて、処分庁は、弁明書で、本件支払差止処分の根拠条項を差し替えて、新たに①退職手当法13条1項2号及び②同条2項2号を挙げる。しかし、単にこれらの条項の文言を示すのみであって、本件処分書の理由欄に記載の事実がこれらの条項号の要件をどのように満たすのか明らかにせず、根拠条項の差し替えを主張するのは妥当でない。処分庁が主張する①は退職後の起訴に係るものであって、これに該当する事実は、本件処分書の理由欄には見当たらないし、同じく②は懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったときと規定するのであって、これに該当するというのであれば、その理由を審査請求人に具体的に示す必要があった。今後、処分庁は改善をするべきである。

3 付言

(1) 本件処分書における根拠条項の記載について

本件処分書には、「退職手当法第13条第2項の規定により」退職手当の額の支払を差し止めると記載されているが、同項には1号と2号があり、この文言では、処分の根拠が同項のどちらの号になるのか処分の名宛人（審査請求人）は理解することができない。本件処分書の裏面の理由欄の表題と同項1号及び2号の文言とを比較参照して判別することができる状況であるが、処分の根拠条項をその名宛人に対して提示することは、法律に基づく行政（行政処分）の観点から、処分を行う上で最も基本かつ重要である。退職手当法13条1項各号及び2項各号による処分に係る様式は、

処分の根拠条項の記載を含めて、様式省令2条1項から3項までにおいて別記様式第3から第5までとして定められており、審査庁は、様式省令を所管する部署と連携するなどして、改善する必要がある。

(2) 審査請求に関する教示等について

本件処分書には、行政不服審査法8条2項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この処分書を受けた日」の翌日と記載されている（第1の2(2)）。しかし、審査請求期間について、同法18条1項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して3月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、この「処分書を受けた日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、退職手当法13条1項各号又は2項各号に基づく処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行政不服審査法18条1項の規定に則し正しく記載して教示することが求められる。退職手当法13条1項各号及び2項各号による処分に係る様式は、教示の文言を含めて、様式省令2条1項から3項までにおいて別記様式第3から第5までとして定められており、審査庁は、様式省令を所管する部署と連携するなどして、改善する必要がある。

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）46条に基づく教示をする場合も同様である。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、結論において妥当である。ただし、審査庁が、処分庁の主張と異なる条項に基づき本件支払差止処分がされたものと判断しながら、審査請求人に改めて主張の機会を与えることなく諮問に至ったのは妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹